

第1回 全通研学習書研修会

「最近の動向

文科省で何が話し合われているのか」

2020年7月27日（月）

東海大学付属望星高等学校
吾妻 俊治
（全通研庶務部長）

- ➡ **第10期中央教育審議会**
- ➡ **中央教育審議会初等中等教育分科会**
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会
新しい時代の初等中等教育の在り方WG
- ➡ **通信制高等学校の質の確保・向上に関する
調査研究協力者会議**

新しい時代の高等学校教育の在り方について

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、
S T E A M教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方 (検討事項概要)

高等学校の定時制・通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するために戦後制度化された一方で、近年では、不登校経験や中途退学経験を有する生徒、特別な支援を要する生徒、帰国生徒や外国人生徒等の多様な学習歴や動機を持った生徒が多く在籍している状況にある。本WGでは、こうした多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、生徒一人一人が社会を生き抜く力を身に付け、自らの将来を切り拓いていけるよう、時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方について検討を行うこととする。その際、一部の広域通信制高等学校において、極めて不適切な学校運営や教育活動が行われていたことを踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上方策の在り方についても併せて検討を行うこととする。

通信制高等学校の質の確保・向上に関する 調査研究協力者会議

2019年10月1日第1回協力者会議

【趣旨】

通信制の課程を置く高等学校は、不登校生徒や中途退学経験者等への教育機会の提供など多様な学習ニーズへの対応に重要な役割を果たしている。その一方で、特に一部の広域通信制高等学校においては、学校の管理運営や教育指導の内容等について不適切な事例も明らかになっているところであり、これまで、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の策定や、その一部改訂をはじめとし、様々な施策を講じてきた。本協力者会議では、これらの施策の実施状況を踏まえ、**通信制高等学校の質の更なる確保・向上に向けた取組や時代の変化、現場の実態に即した通信制高等学校の在り方について検討を行う。**

通信制高等学校の質の確保・向上に関する 調査研究協力者会議

2019年11月15日第2回協力者会議

【検討事項 1】

高等学校通信教育の質保証方策

- 高等学校通信教育の質の確保・向上に向けて、これまでも様々な取組を行ってきたところであるが、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っているケースも少なからず見られるところである。
- 初等中等教育最後の教育機関として、高等学校における通信制課程の担う役割及び責任は極めて大きなものであることを踏まえ、高等学校通信教育の質保証を図るための方策をどのように考えていくべきか。

通信制高等学校の質の確保・向上に関する 調査研究協力者会議

2019年11月15日第2回協力者会議

【検討事項 2】

新時代の高等学校通信教育の在り方

○ 近年の**情報通信技術の急速な進展**に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、先端技術を効果的に利活用した新しい学びの形が生まれてきており、**高等学校通信教育の姿も急速に変わりつつある。**

○ これからの時代に求められる資質・能力の育成に向けて、高等学校通信教育の在り方をどのように考え、初等中等教育最後の教育機関としての質を担保しつつ、**先端技術を効果的に利活用した新しい学びの姿を進める方策**をどのように考えていくべきか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 1＞

教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方について

未だに不適切な通信教育活動が行われているケースが少なからず見られる中で、教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方をどのように考えるか。

- ・ 1 回当たりの添削課題の分量が極端に少なく、十分な添削指導が出来ていない。面接指導の実施に当たり、添削指導の完了前にもかかわらず添削課題の解答を教える等で自学自習による添削指導の意義を損なわせている場合など、未だに不適切な通信教育活動が見受けられるが、関係法令の趣旨を明確化すべき事項その他更なるガイドラインの内容充実が望ましい事項としてどのようなものが考えられるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 1＞

教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方について

未だに不適切な通信教育活動が行われているケースが少なからず見られる中で、教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方をどのように考えるか。

- ・ 通信制高等学校の中には、ガイドラインの理解が必ずしも十分ではなく、適切な教育課程の編成・実施等に向けて活かされていらないところもあるが、更なる周知徹底・活用に向けた方策をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 2＞

教育の質の確保・向上を図るための学校評価の在り方について

通信制高等学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たしていくことがより一層求められる中で、学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）の在り方をどのように考えるか。

- ・ 学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、**自己評価の実施及び結果公表は義務付け**られているとともに、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているものの、必ずしも当該法令を踏まえた**取組が十分でない**場合が見られるが、そうした点をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 2＞

教育の質の確保・向上を図るための学校評価の在り方について

通信制高等学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たしていくことがより一層求められる中で、学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）の在り方をどのように考えるか。

- ・ 学校評価全体を充実させていくためには、高等学校通信教育の特性を踏まえ、**外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用等の方策**をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 3＞

所轄庁における指導監督等の充実・強化について

私立の通信制高等学校の設置を認可する所轄庁として、都道府県等においては、**所轄する通信制高等学校**において適切な学校運営が行われるよう**指導監督**を行うことが求められる中で、当該指導監督の事務の適切な実施の在り方をどのように考えるか。

特に、広域通信制高等学校の**サテライト施設**について、**所轄庁以外の都道府県の区域内に所在**するものに対する指導監督の在り方をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 3＞

所轄庁における指導監督等の充実・強化について

- ・ 所轄庁による指導監督の効率的・効果的な実施に資する観点から、関係法令の趣旨を明確化すべき事項その他更なるガイドラインの内容充実が望ましい事項としてどのようなものが考えられるか。
- ・ 所轄庁の事務体制として、例えば高等学校通信教育に関する専門的な知識・経験等を有する職員等を置いたりすることを通じて、高等学校学習指導要領等を違反するものでないか把握し、適切な指導監督を行うことができているところもあれば、必ずしも十全ではないところもあるが、そうした点をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 3＞

所轄庁における指導監督等の充実・強化について

・とりわけ、一部の広域通信制高等学校においては、**全国に多数のサテライト施設を展開し、設置を認可した都道府県の区域を越えて面接指導等が行われている実態**がある中で、所轄庁やそのサテライト施設の所在する都道府県や市町村等において、十分にそれらの情報が把握できていない場合もあり、このことは、通信制高等学校に対する指導監督を困難なものとしている要因ともなっているが、そうした点をどのように考えるか。また、把握された情報をもとに、適切な指導監督の実施に資するよう、所轄庁とそのサテライト施設の所在する都道府県や市町村等との連携・協力の在り方をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 4＞ 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の在り方について

勤労青年のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が多く在籍している中で、生徒一人一人に寄り添った指導・支援等の実施の在り方をどのように考えるか。

その上で、各高等学校が一人一人の生徒に応じたきめ細かな対応を図っていくために望ましい国や所轄庁が定める基準をどのように考えるか。

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 4＞ 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の在り方について

- ・ 不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒に加えて、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、特定の職業分野等に関する知識・技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、芸能活動等に特に力を入れている生徒等、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒を数多く受け入れている中で、**生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導・支援等を図っていくための教職員等の体制の在り方をどのように考えるか。**

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 4＞ 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の在り方について

- ・ とりわけ、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ない中で、生徒の学習意欲を喚起し、個別に自学自習することを中心とする通信教育を自律的に取り組んでいけるよう、添削指導・面接指導の場面はもちろんのこと、それ以外の場面も含めて、こうした多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して、**学校はどのような形で関わっていくことが求められるか。**

【検討事項 1】 高等学校通信教育の質保証方策

2019年11月15日第2回協力者会議

＜論点 4＞ 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の在り方について

- ・ また、上記のような様々な困難や課題を抱える生徒も多く入学している実態を踏まえ、通信制高等学校における教育相談体制の充実をどのように考えるか。その際、**養護教諭・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）**等の専門スタッフがどの程度どのような形で関わっていくことが求められるか。
- ・ その上で、各高等学校がこうした**多様な生徒にきめ細かく対応できることとなるよう、国や所轄庁が定める基準**をどのように考えるか。

高等学校通信教育の質保証方策

具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方
2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方
3. 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

こうした課題については、面接指導の意義及び役割を踏まえれば、高等学校教育を司る高等学校として当然に改善すべき教育環境であると考えられる。そのため、前回会議の中で「学校運営や教育活動の更なる適正化に向けた方策」として位置付けた、ガイドラインに基づく自己点検の徹底や、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況に関する情報開示の徹底等の方策に加え、高等学校通信教育の基幹的な部分たる面接指導の質保証を図り、各学校における関係法令やガイドライン等の独自の解釈により恣意的な運用が行われることを防ぐため、とりわけ以下の6点を明確にすることとしてはどうか。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

① **面接指導**は、これからの時代に求められる資質・能力を育むために欠かすことのできない指導であり、高等学校通信教育の特質や今後職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等に鑑み、添削指導や試験との相互の関係も踏まえながら、その意義及び役割が的確に発揮されるよう**計画的かつ体系的に計画**することであること。そのため、高等学校通信教育を実施するに当たっては、各年度における**添削指導の年間計画**、**面接指導の年間計画**とその実施予定内容、**多様なメディアを利用した指導等の実施方法**や報告課題の作成等の基本的な**実施計画**、**試験の日程**、**学修成果の評価の基準等**を記載した体系的な計画として「**通信教育実施計画**」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示すべきであること。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

② 面接指導は、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則を踏まえ、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、**少人数で行うことを基幹とすること。**

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

③ 面接指導は、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的、体系的に指導することが必要であること。とりわけ**特別活動**は、様々な**集団活動に自主的・実践的に取り組み**、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して**資質・能力の育成を目指すもの**であり、通信教育の特性を踏まえれば、集団活動の場として欠かすことのできないものである。ことに**総合的な探究の時間**は、固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、**よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指すもの**であることに、それぞれ改めて留意し、その目標及び内容を踏まえて適切な学習活動を行うこと。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

④ **面接指導を集中スクーリング**として実施する場合には、全日制課程では1日当たり単位時間程度の授業を実施する学校が多いことも踏まえ、生徒及び教員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設定したりするなど、**1日に実施する面接指導の時間数を適切に定める**こと。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教員の健康面には十分に配慮すること。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

⑤ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題の作成等を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保する方策を講じること。その際、新学習指導要領に基づき、観点別学習状況の評価が可能となる報告課題の作成等を確実に求めること。例えば、パフォーマンス課題を取り入れて思考力・判断力・表現力等の育成を念頭に置いた報告課題の作成を求めるなど、多様なメディアを利用して行う学習を講じる場合であっても、新学習指導要領に基づく資質・能力を確実に育成すること。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

⑥ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

○ また、上記の高等学校通信教育の質保証を徹底していくことに加え、高等学校通信教育の好事例の創出・共有を図ることも重要であると考えられる。近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICTを基盤とした先端技術を効果的に利活用した新しい学びの形が生まれてきていることを踏まえれば、国においては、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象として、**ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用し、個別指導を重視した新しい時代の高等学校通信教育の指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施**することが適当ではないか。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

○ 面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準については、所轄する都道府県の設置認可基準により大きな差異が見られるところであるが、面接指導の意義及び役割を踏まえ、高等学校通信教育を担うに相当と考えられる環境を確実に担保するための方策として、以下のような方策を講じることが適当ではないか。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

- ① 面接指導等実施施設を実施校・分校及び協力校のほかに設置する場合には、校地及び校舎は長期にわたり使用できる保証があることを基本とするとともに、高等学校通信教育を十分に実施することができる環境を確実に整備するため、教職員や施設設備等に関し、実施校と同等の教育環境を備えるものとする。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

② 「1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方」で検討した「通信教育実施計画（仮称）」については、面接指導等実施施設ごとに、面接指導等に関する必要な実施計画を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示すべきであること。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

○ 「サテライト施設に対する実施校としての責任の明確化」として位置付けた、各サテライト施設における教育活動等の状況に関する情報公表について、平成19年の学校教育法改正により高等学校について学校運営に関する情報の積極的な提供が義務付けられていることも踏まえ、高等学校通信教育の特性を考慮して、通信制課程の各学校が公表すべき情報として、面接指導等実施施設ごとに、教員に関することや、入学者数、卒業生の進路状況及び中途退学者等に関すること、教育課程に関すること、施設及び設備その他の教育環境に関すること、教員一人当たりの生徒数など、高等学校として公教育を担う立場から社会への説明責任を果たすために必要となる項目を設定することが必要ではないか。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

また、こうした基礎情報も参照しながら、**各通信制高等学校間で一層の連携を図り**、各学校が互いによりよい通信教育を研究しながら、高等学校通信教育の質を確保・向上していくため、**通信制高等学校や所轄庁等を対象とした研究協議会等の場を設けることも必要**ではないか。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

○ 加えて、**広域通信制高等学校においては、所轄する都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設が設置**されており、当該面接指導等実施施設の所在する同一の都道府県の中でも、認可する所轄庁によって、面接指導等実施施設の教育環境の水準が異なる状況が生じている。これを踏まえ、**「広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針」（平成30年3月27日策定）の見直しを含め、面接指導等を実施する場合に必要な基準について、教育水準の確保が共通に図られるよう必要な措置を講じることが適当ではないか。**

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

なお、上述のとおり、各面接指導等実施施設を含め、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況に関する情報開示の徹底などを図ることとしており、こうした情報等を活用することにより、仮に面接指導等施設において法令に違反するような事態が発生した場合においても、面接指導等実施施設の所在する都道府県が、当該面接指導等実施施設を展開する広域通信制高等学校の所轄庁に協力することが可能となり、当該面接指導等実施施設の生徒に不利益が生じないような適切なサポートを図ることも考えられるのではないかと。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

3. 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方

○ 様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れている状況に鑑み、ガイドライン改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めることを明確にするとともに、SC・SSW等の専門スタッフの充実や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を支援することが必要ではないか。

高等学校通信教育の質保証方策 具体的な制度設計に向けた検討

2020年6月23日第4回協力者会議

3. 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方

○ さらには、きめ細かな指導・支援等を実現するため、「1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方」で検討したとおり、**面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備**するために教諭等を適切に配置することが適当ではないか。その際には、**生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講じること**も考えられるのではないか。

2020年6月23日第4回協力者会議（資料2）

「更なる検討を行うこととした方策に関する具体的論点」

（論点の整理）

https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/20200622-mxt_koukou02-000008072_3.pdf

2020年7月9日第9回新しい時代の初等中等教育の在り方WG （資料4-1）

「新時代に対応した高等学校教育の在り方」

（これまでの議論を踏まえた論点整理）

https://www.mext.go.jp/content/20200708-mxt_koukou01-000007806_31.pdf

内容についてのご意見・ご質問等がございましたら下記までお願いいたします。

azuma@tokai.ac.jp

東海大学付属望星高等学校 吾妻俊治

ご静聴ありがとうございました。